

令和4年度第1回文京区障害者地域自立支援協議会 次第

令和4年6月6日(月)午前10時から

オンライン開催(会場:文京シビックセンター5階 区民会議室D)

1 開会

- ・委員委嘱
- ・会長の互選、副会長の指名

2 議題

令和4年度障害者地域自立支援協議会について【資料第1-1号~1-4号】

令和3年度相談支援専門部会から親会への提言に係る回答(案)について

【資料第2号】

令和4年度各専門部会の検討事項(案)について【資料第3号】

障害者就労支援センターの事業報告について【資料第4号】

障害者基幹相談支援センターの事業報告について【資料第5号】

3 その他

文京区成年後見中核機関の設置について【資料第6号】

(参考資料)

- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱
- ・文京区障害者地域自立支援協議会委員名簿

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- 障害者相談支援事業等に関すること。
- 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- 権利擁護の取組に関すること。
- 就労等社会生活の支援に関すること。
- その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

会議記録の取扱い

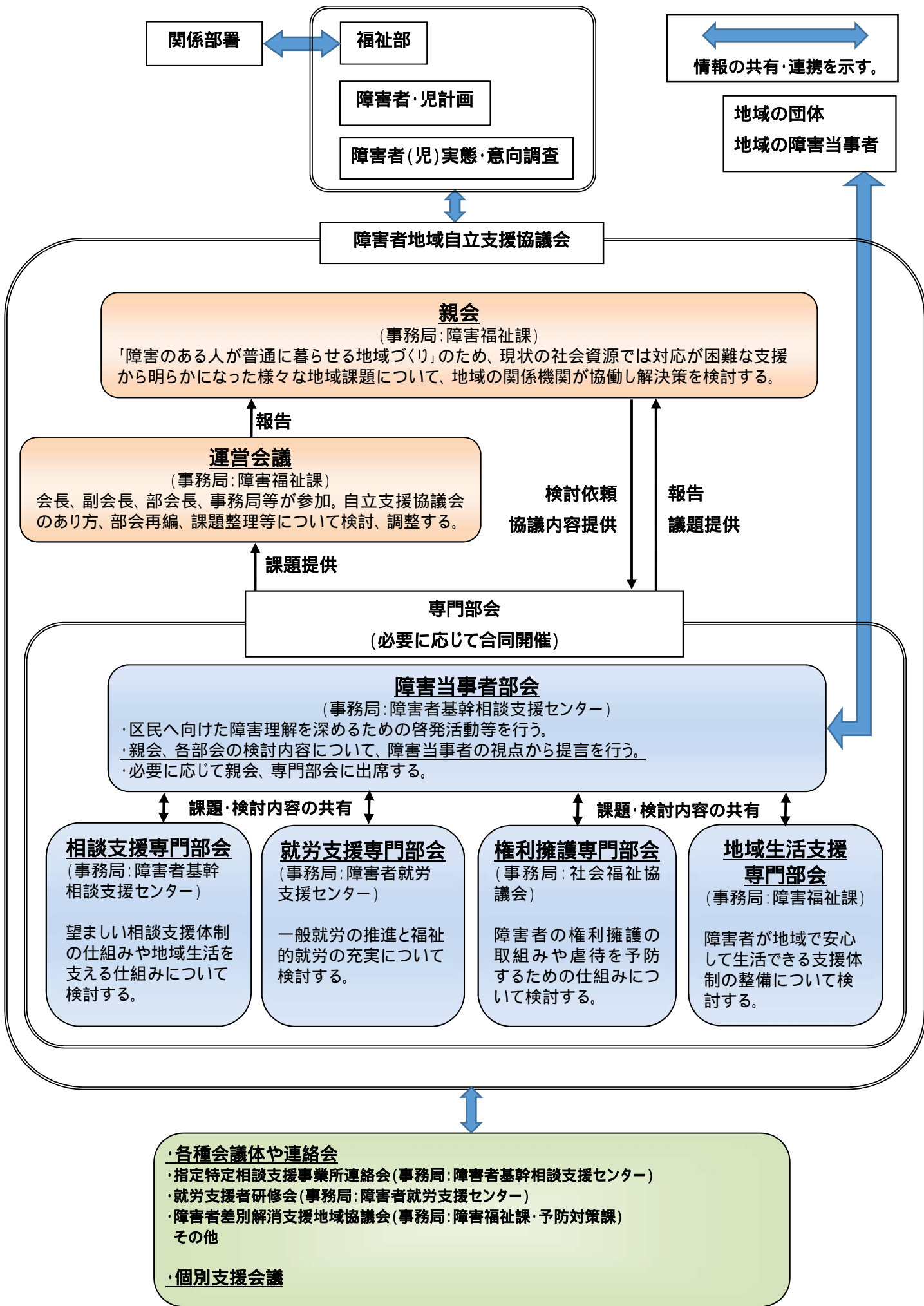
- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認められた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

委員の代理出席

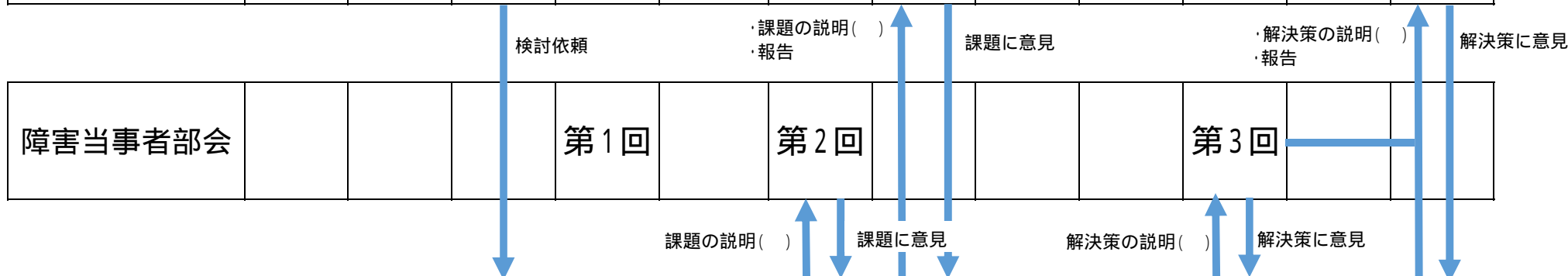
委員の代理出席は、認めない。

令和 4 年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



令和4年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回 (6/6)				第2回					第3回



専門部会

() 「親会で優先して協議する課題」に関する専門部会のみ障害当事者部会と親会に対して課題の説明、解決策の説明を行う。
 「親会で優先して協議する課題」は第1回専門部会後の運営会議で決定する。
 ・その他の専門部会は検討事項に基づき協議を行い、親会において報告を行う。

相談支援 専門部会				第1回					第2回			第3回
就労支援 専門部会				第1回					第2回			第3回
権利擁護 専門部会				第1回					第2回			第3回
地域生活支援 専門部会				第1回					第2回			第3回

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
親会	委員委嘱(2年任期)		委員委嘱(1年任期)
	専門部会からの報告に対する協議		
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
相談支援専門部会	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討		
		指定特定相談支援事業所の聞取調査報告 コロナ禍での相談支援の意見交換	課題整理、子ども支援の部会設立の提言
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
		障害者就労支援ハンドブックの作成	
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	成年後見制度の課題整理等		障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (障害当事者部会と合同開催)
	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討		前期障害者・児計画事業実績の評価
障害当事者部会	区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施		障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (権利擁護専門部会と合同開催)
	民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後の活動目的や方向性の検討		
地域生活支援専門部会			
	本富士地区の地域課題への対応の検討	駒込地区の地域課題への対応の検討	本富士地区、駒込地区及び富坂地区の地域課題への対応の検討

令和 3 年度相談支援専門部会から親会への提言に係る回答（案）について

令和 3 年度相談支援専門部会検討事項

「障害児から成人への切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について検討する」。

1 ふみの輪（障害児支援から成人への相談支援体制）

- ・ 家族や支援者に対して十分に周知されていない。
 - ・ 支援の移行時に十分に活用されていない。
 - ・ 教育と福祉の連携の必要性。
- オンライン化等(アプリ等のツール活用も含め)、共有する仕組みの工夫が必要。

【回答】

令和 3 年度第 3 回障害者地域自立支援協議会における教育センター所長の発言概要

：「ふみの輪」は教育センターで策定しており、ボリュームは多いが必要なところだけでも活用してほしいと利用者に案内している。小学校の先生方に対しても「ふみの輪」があるということのお知らせはしているが、周知がまだ十分ではないというご意見をいただいたため、様々な機会において「ふみの輪」の紹介や案内をしていきたい。

また、オンライン化のご提案をいただいたため、これをキーワードとしてより使いやすい「ふみの輪」について今後さらに検討していきたい。

2 介護保険制度への移行（障害福祉から介護保険への相談支援体制）

- ・ 介護保険への移行についての不安や心配事がある。
 - ・ 介護保険への移行における障害者への理解。
 - ・ 相談支援専門員とケアマネージャーの連携（障害福祉と高齢福祉の連携）
- ケアマネージャーが障害者支援に関わる姿勢について研修、勉強会の開催が必要。
相談支援専門員とケアマネージャーがお互いを知る機会が必要。
両者がケアプランを立てる“ダブルケアマネ”の必要性。

3 新規委員

- ・ 令和 3 年度は障害児支援に係る委員を加え、新たな課題が表出。
- ・ 今後、高齢福祉に係る委員など、新規委員選出の検討が必要。

【2、3に対する回答】

令和 4 年度相談支援専門部会の検討事項「全年代における切れ目のない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。」に基づき、障害福祉と高齢福祉・介護保険との連携について引き続き検討いただきたい。

また、必要に応じて関係する区職員、事業所職員等に出席を依頼すること。

4 文京区組織間連携

障害福祉分野だけで解決できない課題が蓄積されている。障害のある方の人生を支援するにあたり、どのような組織間連携が求められるのか。

5 他専門会議体への検討依頼

相談支援専門部会のみで解決できない課題を、専門会議体へ相談支援専門部会から検討依頼する必要性はないか。依頼した検討内容結果を部会でも確認する。

(例：住まいの課題→居住支援協議会、地域移行→地域移行支援検討会議、
計画相談→指定特定相談支援事業所連絡会等)

【4、5に対する回答】

障害福祉分野又は障害者地域自立支援協議会において取り上げられた課題が障害福祉課以外の組織又は会議体の所管である場合、課題の内容について障害福祉課から関係する組織又は会議体に情報提供を行う。(組織図上部の「自立支援協議会⇔福祉部⇔関係部署」の関係性を参照。)

6 子ども支援の部会設立

障害児支援ネットワークからの報告を受け、行政や専門職、地域で活動する方々と障害児(子ども)について協議できる場が必要であるとの結論に至る。地域でキャッチしたニーズや課題を、行政や専門職と連携し合って支援する必要性がある。自立支援協議会に障害児支援(子ども)支援の部会設立を提言する。

【回答】

文京区障害児支援ネットワークから障害者地域自立支援協議会に対する「子ども部会(仮)設立提案書(別紙)」の内容に基づき、障害福祉課において文京区障害児支援ネットワークと協働して設立の検討を行う。

令和4年1月28日

文京区障害者地域自立支援協議会
高山 直樹 会長

文京区障害児支援ネットワーク
向井 崇
(放課後等デイサービス カリタス翼)

子ども部会（仮）設立提案書

表題の件につきまして、下記の通り提案いたします。ご検討の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 現状、背景

文京区障害児支援ネットワーク（略：児ネット）は2016年から「ライフステージに応じて支援者が変わっても一貫性のある支援が受けられる体制づくり」を目指してきました。児ネットでの支援者同士の交流を通して、障がいのある子ども達とご家族をとりまく現状に多くの課題があることが改めて浮き彫りになりました。児ネットでこれまで挙げられた主な課題は以下の通りです。

- 連携（縦横連携）の課題：教育分野との連携の必要性。様々な「計画」に繋がりが無い。アセスメント情報が官民、医療・教育・福祉で共有されない。成人支援と障害児支援の連携に課題。
- 資源不足：支援の受け皿が不足。24H体制でないなど現行サービスにも限界がある。
- 支援体制の課題：困難事例が増える一方で、人員不足でニーズに答え切れていない。
- 保護者の相談・支援不足：家族を支える仕組みや、保護者と一緒に考える場が不足している。障がいをもった子の数が少なく、子どもゆえに十分に主張・発信できない。保護者も発信する機会、余力がなく、困り感が伝わりにくい。「相談前相談」の場が必要。
- 文京区独自の課題：両親就労家庭が多く、保育園、学童保育、放課後等デイサービスとの併用率が高い。経済力でカバーできるなど障がいや家族の問題が結果的に隠され、結果的に家族が抱えることになる。

2. 提案

以上のような障がいをもった子どもの生きにくさを地域の課題として捉え、「幼児教育」「教育機関」「福祉」が共に集まり抱えている課題を出し合う場として、文京区障害者地域自立支援協議会に子ども部会（仮称）を設置することを提案いたします。

3. 目標

- 長期目標：障がいをもった子どもの特性理解に基づくライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指します。つまり、「点」の支援を「線」にし、ネットワークで支える相談支援体制作りを目指します。
- 短期目標：「幼児教育」「教育機関」「福祉」が集まり、多岐にわたる課題の整理を行います。そのため、支援者同士の顔の見える関係を作り（官民連携・縦横連携）、アンケートや事例検討、あるいは当事者・ご家族の声から障がい児の子育ての実態を把握します。また、準備段階から文京区教育センターの協力を依頼します。

以上

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項（案）について

令和4年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会（親会）へ検討の進捗状況等を報告する。

また、各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

全年代における切れ目ない支援を含む相談支援体制の強化について検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

障害者就労支援ハンドブックの周知啓発及び福祉的就労の充実について検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

障害当事者及び関係団体等の意見を踏まえて成年後見制度と意思決定支援の課題について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 地域生活支援専門部会

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

令和4年度に地域生活支援拠点を設置する大塚地区及び駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

令和3年度 文京区障害者就労支援センター事業実績報告【資料第4号】

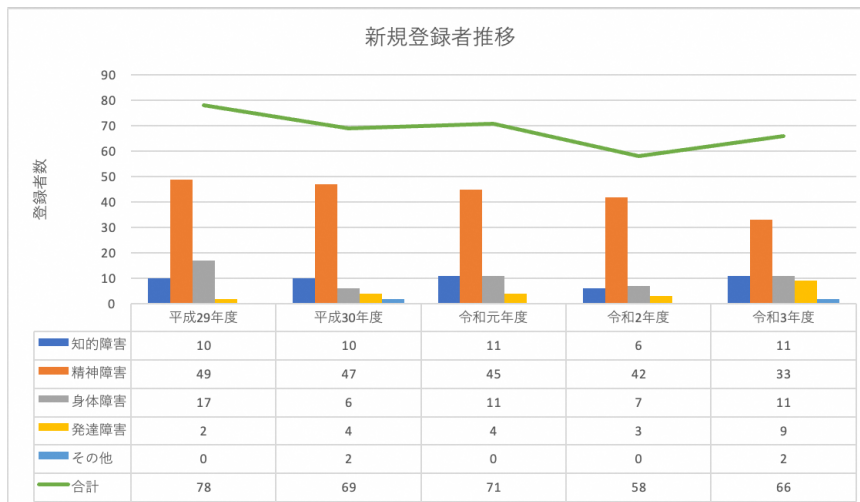
目次

1. 登録者状況
 - (ア)新規登録者の状況
 - (イ)令和3年度登録者状況
 - (ウ)登録者の相談経路
 - (エ)障害福祉サービス利用者（就労移行支援事業・A型・B型）
2. 就労状況
 - (ア)新規就労者・離職者の推移
 - (イ)新規就労者の就労先業種
 - (ウ)実就労者の状況
3. 相談状況
 - (ア)相談内容の状況
 - (イ)相談件数の推移
 - (ウ)連携した主な関係機関
4. 事業実績

1. 登録者状況

(ア) 新規登録者の状況

		令和2年度	令和3年度	増減
新規登録者数	知的障害	6	11	↑ 5
	精神障害	42	33	↓ -9
	身体障害	7	11	↑ 4
	発達障害	3	9	↑ 6
	その他	0	2	↑ 2
	合計	58	66	↑ 8



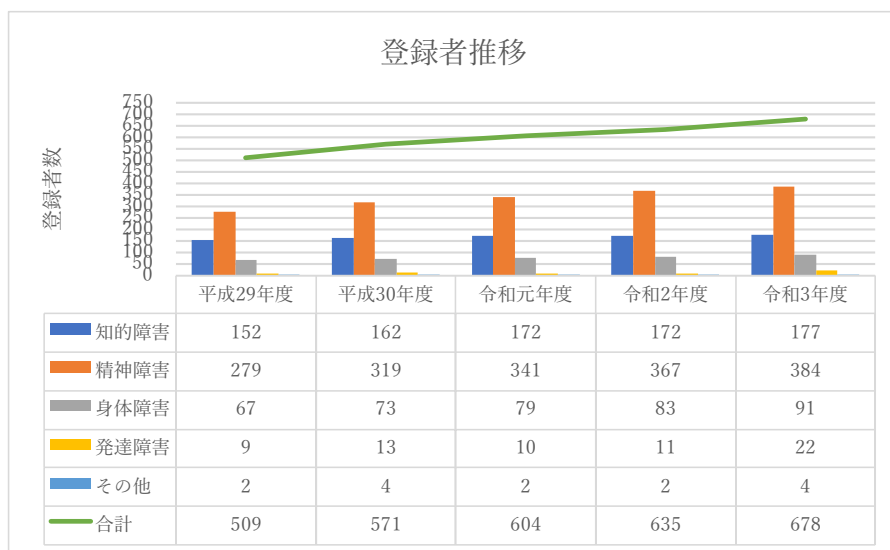
新規登録者数は5年間で平均68名、例年おおむね60名から70名で推移しています。令和3年度は精神障害の方が9名減っていますが、その他の種別の方は増加しています。

相談の主旨としては、大きく分けると下記の6つに分類されました。

- 1) 求職活動をしたい
- 2) 転職をしたい
- 3) 今の仕事で困っていることがあるので支援をしてほしい
- 4) 就労移行支援事業所の利用をしたい（A型B型の利用を考えたい）
- 6) 相談するように周りから（家族、企業など）言われた

(イ) 令和3年度登録者状況

		令和2年度	令和3年度	増減
登録者数	知的障害	172	177	↑ 5
	精神障害	367	384	↑ 17
	身体障害	83	91	↑ 8
	発達障害	11	22	↑ 11
	その他	2	4	↑ 2
	合計	635	678	↑ 43



384名（57%）が精神障害者保健福祉手帳をもっている方となっています。全体の内、34名（精神障害17名、発達障害14名、高次脳機能障害1名、難病患者2名）が手帳未所持者となっています。登録者数は5年前(平成29年度)より、1.3倍に増加しています。転出等に伴う登録解除者がいるため、新規登録者数の人数に比例した増加にはなっていません。

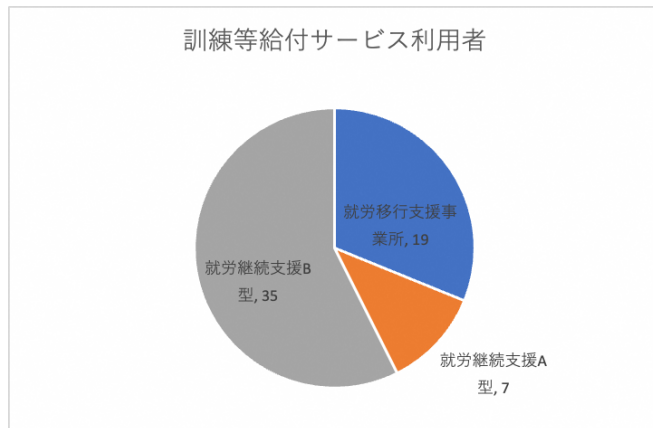
(ウ) 登録者の相談経路

新規登録者種別	人数
① ハローワーク	14
② 東京障害者職業センター	1
③ 特別支援学校(盲・ろう学校含む)	8
④ 普通校(大学・短大・専門学校等含む)	0
⑤ 就労移行支援事業所	6
⑥ 就労継続支援A型事業所	0
⑦ 就労継続支援B型事業所	3
⑧ 就労定着支援事業所	0
⑨ 上記⑤～⑧以外の福祉サービス事業所	0
⑩ 医療機関	4
⑪ 福祉事務所、区市町村役場等行政機関	11
⑫ 直接利用	19

登録の際に、月2回職業ガイダンスを実施しました。延べ82名の参加申し込みがありました。体調不良や相談する必要がなくなったなどで当日参加のキャンセルがありました。職業ガイダンスへの申し込みの経緯としては、直接利用以外では、ハローワークが14件と一番多く、次に福祉事務所や区の行政窓口からの情報提供が11件となっていました。家族から情報提供があり申し込みをされたケースもありました。

(エ) 障害福祉サービス利用者（訓練等給付サービス利用）

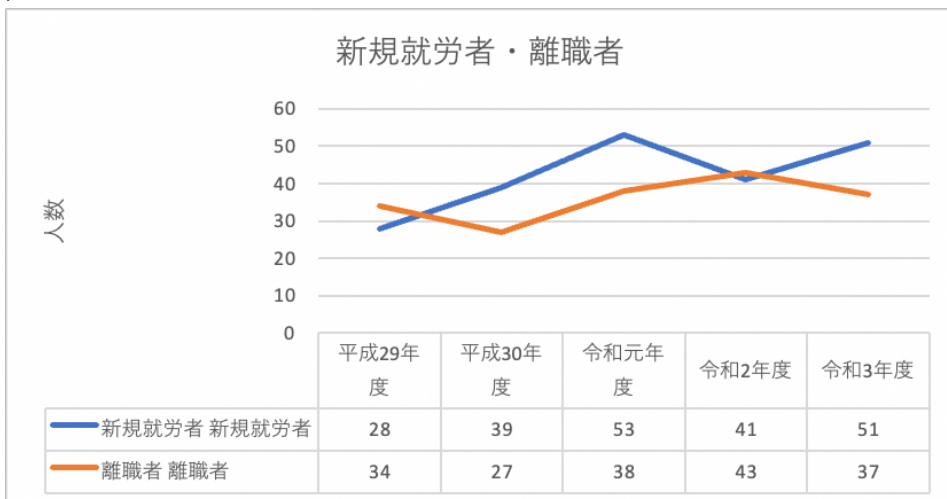
	就労移行支援事業所	就労継続支援A型	就労継続支援B型
利用者	19	7	35



障害福祉サービスの利用、特に就労移行支援事業所やA型B型の利用を希望される方で計画相談につながっていない方もおり、計画相談支援事業の利用を希望されない場合においては、主に就労移行支援事業所の見学同行などサービス利用支援を行うケースがありました。

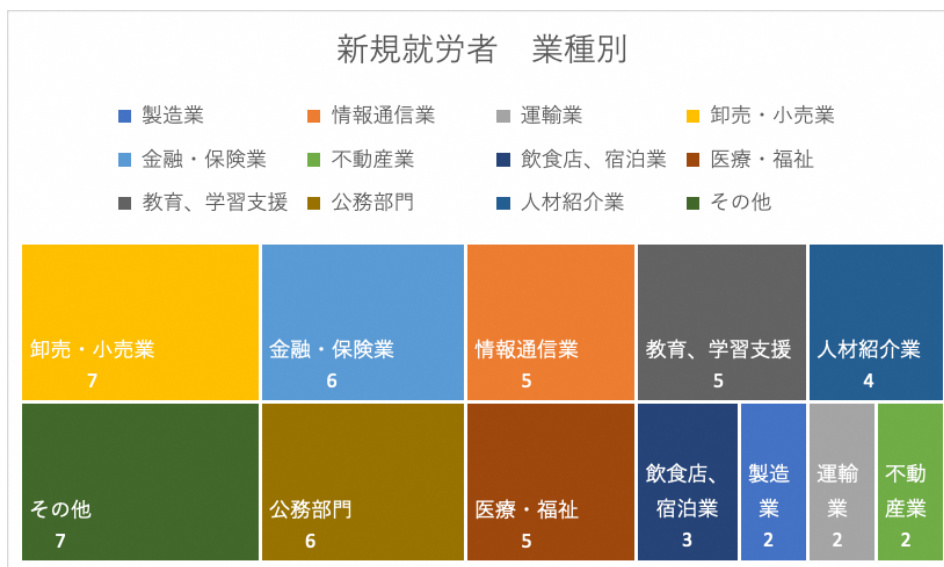
2. 就労状況

(ア) 新規就労者と離職者の推移



平成29年度に比べ、新規就労者及び離職者共に微増傾向にあります。離職者の中で3名は新型コロナウイルス感染症による影響と考えられる業務内容の変更や業務量の激減をきっかけとした離職となっています。公務部門への就職者6名中3名が1年未満での離職となっており、就職前のマッチングが課題となっています。

(イ) 新規就労者の就労先業種

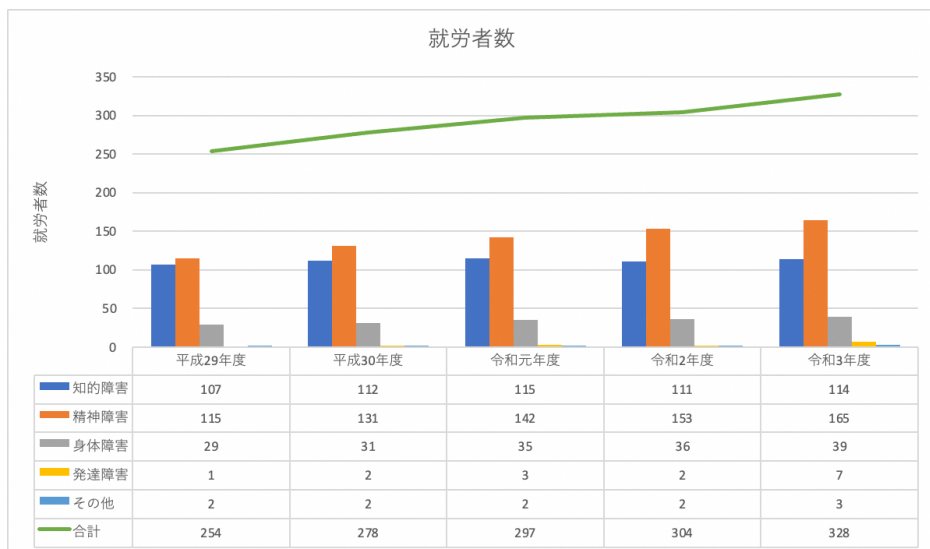


新規就労先の業種では、1. 卸売・小売業、2. 金融・保険業、公務部門3. 情報通信業、医療福祉、教育・学習支援の順になっています。飲食店、宿泊業は、比較的障害者雇用求人が出やすいですが、低い水準であるのは新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。その他には、クローズ就労、職人業などとなっています。

(ウ) 実就労者の状況

		令和2年度	令和3年度	増減
就労者数	知的障害	111	114	↑ 3
	精神障害	153	165	↑ 12
	身体障害	36	39	↑ 3
	発達障害	2	7	↑ 5
	その他	2	3	↑ 1
合計		304	328	↑ 24

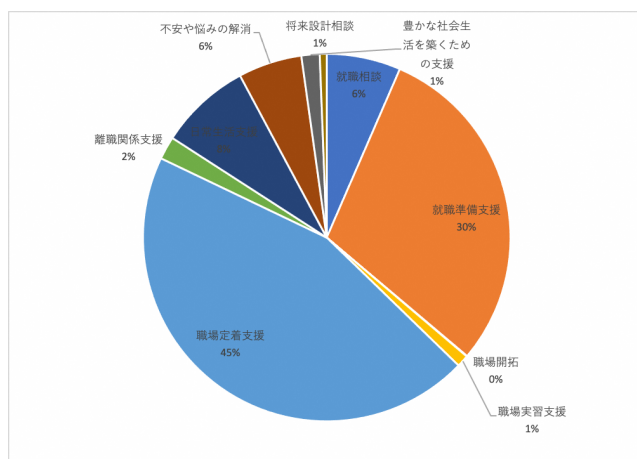
実就労者数は年々人数を増やし、平成29年度より1.3倍となっています。障害種別では精神障害のある方が平成29年度から50名ほど増えており、伸び幅が大きくなっています。



3. 相談状況

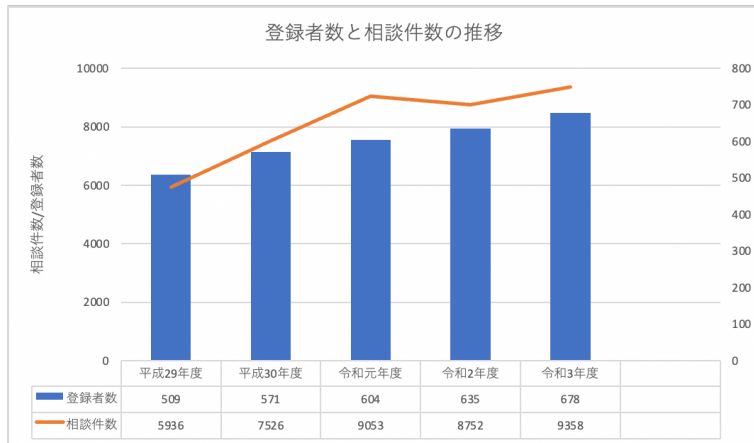
(ア) 相談件数の状況

		令和2年度	令和3年度	増減
(相談内訳)	就職相談	847	610	↓ -237
	就職準備支援	2,252	2,774	↑ 522
	職場開拓	2	4	↑ 2
	職場実習支援	91	99	↑ 8
	職場定着支援	3,701	4,196	↑ 495
	離職関係支援	117	189	↑ 72
	日常生活支援	758	754	↓ -4
	不安や悩みの解消	706	525	↓ -181
	豊かな社会生活を築くための支援	213	150	↓ -63
	将来設計相談	65	57	↓ -8
	その他	0	0	→ 0
	合計	8,752	9,358	↑ 606



相談件数は、前年度比606件増となっています。相談件数全体の内、職場定着支援と就職準備支援で7割ほどを占めています。令和3年度は前年度にくらべ生活支援の件数は減少していますが、新型コロナウイルス感染症による働き方の変化による就労支援ニーズの増大と生活あんしん拠点との連携によるものであると考えられます。

(イ) 相談件数の推移



【支援の流れ】

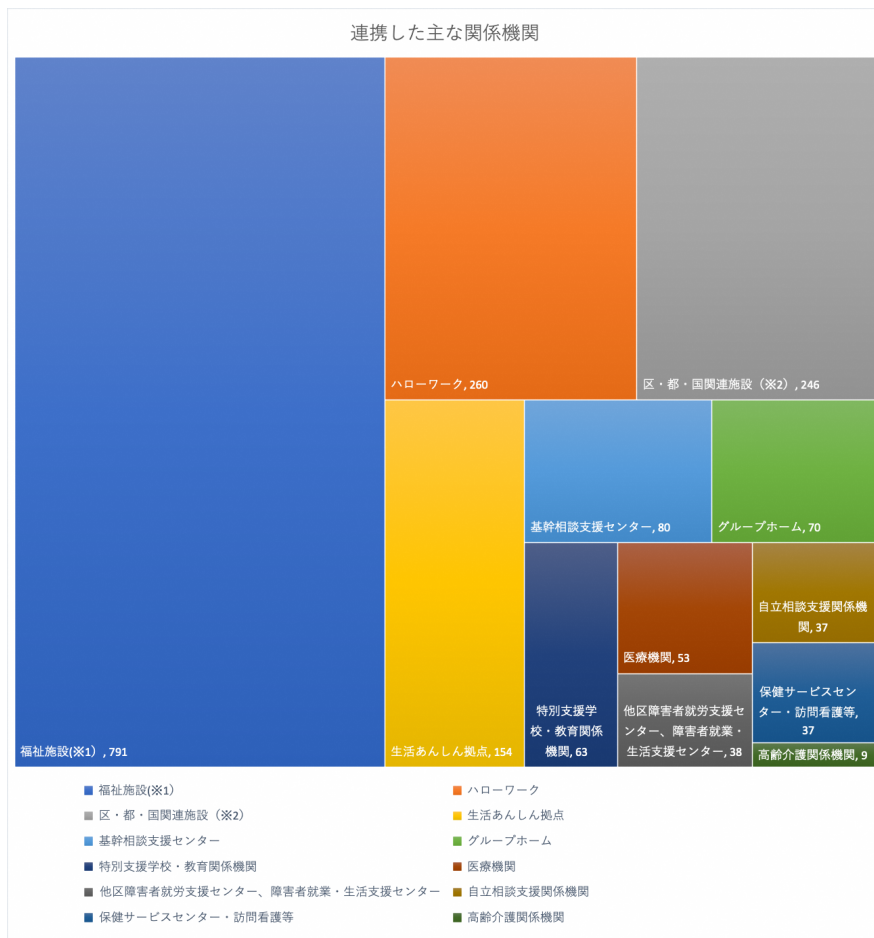
職業ガイダンスの参加⇒個別面談⇒登録手続き⇒アセスメント が基本的な新規登録からの支援の流れになります。登録後、ガイダンス後の個別面談で確認した現状について、さらに情報収集や整理をしていくとともに、必要に応じて、働きやすさと働きづらさの整理を行い、合理的配慮の作成支援や履歴書・職務経歴書の作成のサポート、企業実習や職業訓練(ハローワークが行っている委託訓練など)のコーディネートを行っています。

また、既に仕事をしている方については、業務内容や職場環境を確認しながら、企業へ伝えている配慮事項の整理、今後の働き方についてキャリア視点も含め相談を重ねています。就労先の企業へ訪問し、職場環境のアセスメントや人事担当、現場担当者へのアドバイスや相談を実施しています。

相談件数は平成29年度より約1.6倍となっています。登録者の増加と共にほぼ比例して相談件数が増加しています。登録者数の1.3倍に比べ、増加率が相談件数の方が高い理由としては、4つの背景があったと考えています。

- 1) 就労へチャレンジする機会が増えてきた一方、十分な準備期間がないまま早期就職に至るケースも多くなり、その結果、職場でのミスマッチや課題の発生が生じ、早期支援介入が必要となり定着支援が増えたこと
- 2) 様々な社会資源(相談窓口)が地域にできたことで、他機関との調整業務の機会が増えたこと
- 3) 就職準備期、職場定着期の課題の中で、介護や育児、家族関係など、より生活面に踏み込んだ相談が増えたこと
- 4) 「働きたい」と希望はある一方、体調面で安定せず、すぐの就労が難しい状況(1日数時間しか外出できない状態、希死念慮、自傷行為、体調不良で外に出られない状態が続くなど、医療面、生活面のアプローチが必要であり、職業準備期の支援ニーズが増えたこと

(ウ) 連携した主な関係機関



施設名	件数
福祉施設(※1)	791
ハローワーク	260
区・都・国関連施設(※2)	246
生活あんしん拠点	154
基幹相談支援センター	80
グループホーム	70
特別支援学校・教育関係機関	63
医療機関	53
他区障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センター	38
自立相談支援関係機関	37
保健サービスセンター・訪問看護等	37
高齢介護関係機関	9

※1. 就労移行支援事業所・就労継続支援A型・B型・計画相談支援事業・地域活動支援センターなど

※2. 障害福祉課・予防対策課・社会福祉協議会・東京都心身障害者福祉センター・精神保健福祉センター・東京しごと財団・東京障害者職業センターなど

連携した主な関係機関は、福祉施設、ハローワーク、区・都・国関連施設、の順になっています。福祉施設との連携は、主に就労移行支援事業所等を利用されている方の就職準備期における支援や定着支援への同行がありました。ハローワークとは求人を探していく際の連携が主な内容となっています。区・都・国関連施設では、障害福祉課等の区役所の各部署、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどとの連携、東京都心身障害者福祉センター、精神保健福祉センターとの連携、障害者職業センターとの連携が多くありました。連携先としては、福祉、労働、保健、医療、高齢、教育分野と幅広くありました。

4. 事業実績

1 障害者就労支援事業

1. 就労支援
2. 生活支援(就労に必要な生活支援)
3. 地域開拓促進

2 余暇支援事業

1. たまり場(月1回程度)
2. 就労継続を祝う会
3. 生活の質向上事業(生活講座)
(年6回程度)

3 障害者雇用体験・実習事業

1. 庁内インターンシップ事業
2. 企業等実習事業
3. 中小企業等要業者雇用体験助成事業

4 福祉的就労の充実に向けた支援事業

1. 文の京ハートフル工房販売会・展示会
2. ハートフル工房連絡会(年6回程度)
3. ジョブ～る文京

5 関係機関との連携

1. 文京区障害者地域自立支援協議会
就労支援専門部会
2. 就労支援者研修会・文京区障害者
就労支援連絡会議

6 障害者就労・雇用の普及啓発事業

1. 障害者就労支援センター講演会
2. 障害者雇用促進セミナー (HW主催)
3. 機関紙の発行(年3回程度)

(1) 障害者就労支援事業・・・前述

(2) 余暇支援事業

【たまり場】・・・中止

【就労継続を祝う会】

継続就労1年、5年、10年、15年の登録者を対象(79名)に障害者就労支援センターとして表彰を行いました。スカイホールで行う従来のやり方は感染予防の観点から行えませんでした。今年度も内容を変更し「仕事の支えになった一言」を募り、記念カレンダーを作成し実施しました。

【生活講座】

第1回【テーマ】・・・あやしい「さそい」のみわけかた！

第2回【テーマ】・・・『マチピカウォーキング：ゴミひとつ墜ちぬ このまち わが文京』

第3回【テーマ】・・・身体を動かそう・心を健やかにしよう～椅子に座ったヨガ・マインドフルネス

第4回【テーマ】・・・だいじなお金の じょうずな使い方・まもり方

第5回【テーマ】・・・じぶんも しごとなかまも きもちよく しごとを するために

(3) 障害者雇用体験・実習事業

【庁内インターンシップ事業】

計22件（前年度比9件増）となり、庁内インターンシップ利用者は延べ人数51名(前年度比9名増)となりました。

企業実習は24件実施のコーディネートを行い、うち17件が実習後における雇用の検討があり6名が実習先企業へ就職となりました。

(4) 福祉的就労の充実に向けた支援事業

【文の京ハートフル工房販売会・展示会(9回) /連絡会(6回)】

ハートフル工房販売会が新型コロナウイルスの影響により開催が難しく、展示会またに内容を変更し実施しました。ハートフル工房連絡会はハイブリッド形式でオンラインにて開催しました。

【開催日】

令和3年6月22日(火)、23日(水) 展示会・販売会

令和3年8月24日(火)25日(水) 展示会

令和3年12月6日(火) 販売会

令和3年12月21日(火)、22日(水) 販売会

令和4年3月1日(火)、2日(水) 販売会

【ジョブ～る文京】

新型コロナウイルスの影響により、共同受注として動きにくい状況が引き続きありました。現状の把握やネットワークのあり方について検討を行いました。

(5) 関係機関との連携

【就労支援専門部会】

令和2年度から取り組んでいた「文京区版障害者就労支援ハンドブック」の作成と発行を行いました。

【開催日】

令和3年8月4日(水)

令和3年12月13日(月)

令和4年2月10日(木)

(ワーキンググループ)

令和3年7月7日(水)

令和3年11月11日(木)

令和4年1月25日(火)

【就労支援者研修会】

第1回 6月24日(木)

就労支援機関の事業説明

ハローワーク飯田橋 東京障害者職業センター 東京しごと財団、障害者就業・生活支援センター、ワーキングトライ

第2回 8月27日(金)

障害のある方が安心して長く働き続けられるために～今のあたりまえを見直し、未来のあたりまえをつくる～

株式会社図書館流通センター人事部 次長 小堀 淳 氏

第3回 11月25日(木)

コロナ禍におけるテレワークに関する取り組み「一人ひとりの挑戦と成長」

ソニー希望・光株式会社 人事課統括課長 豊田 崇文 氏

第4回 2月4日(木)

「IPS援助付き雇用について～現場で活用できるエッセンス～」

桜ヶ丘記念病院 中原 さとみ 氏

(6) 障害者就労・雇用の普及啓発事業

【障害者就労支援センター 講演会】

「ディーセントワークで目指す障害者雇用の戦力化～対話を通じた職場の信頼関係づくり～」

日時：10月8日(金)

講師： 特定非営利活動放任ディーセントワーク・ラボ 中尾 文香氏 大谷清運株式会社 大谷 玲子氏

内容：ディーセントワークをテーマに障害者雇用の取り組み事例の共有を通じて、企業と働く障がいのある方の双方が「対話」をしていくことで、「信頼」へつながっていくことや「多様性を経験すること」による組織への還元効果について話を伺いました。今年度はオンラインのみの開催をし、32名の参加となりました。

【広報紙の発行】

第25号：新型コロナウイルス感染症流行下において支援を必要とされている方のニーズを把握するため、アンケートを実施しました。

第23号：「Sign with Me」

第24号：「株式会社トモズ」

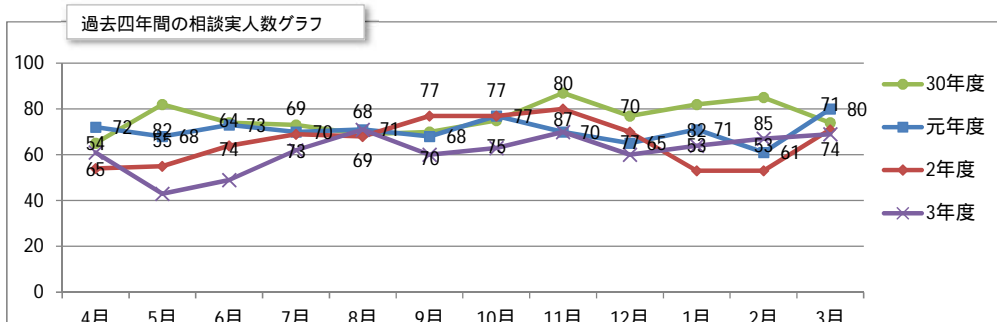
令和3年度 文京区障害者基幹相談支援センター 実績報告

1.総合相談支援業務

(1) 相談実人数 21年度:延べ739人(20年度791人、前年度比93.42%)

		単位:人												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
相談実人数	30年度	65	82	74	73	69	70	75	87	77	82	85	74	913人	76.08人
	元年度	72	68	73	70	71	68	77	70	65	71	61	80	846人	70.50人
	2年度	54	55	64	69	68	77	77	80	70	53	53	71	791人	65.92人
	3年度	61	43	49	62	71	60	63	70	60	64	67	69	739人	61.58人

		単位:人												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
上記相談実人数のうち、新規相談者数	30年度	8	14	7	10	9	10	19	15	10	13	16	7	138人	11.50人
	元年度	11	8	10	7	11	11	13	11	6	6	9	8	111人	9.25人
	2年度	4	6	19	11	8	13	10	14	7	10	5	14	121人	10.08人
	3年度	10	9	4	8	14	5	6	6	5	8	10	7	92人	7.67人

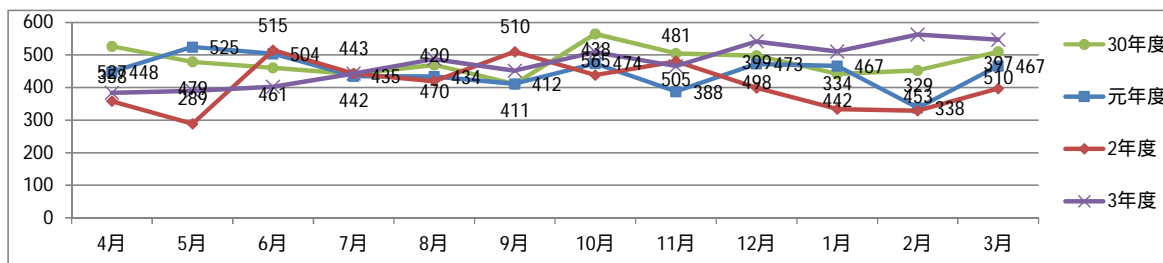


・相談実人数、新規相談者は減少傾向だが、総相談件数は800件程増加。過去一番多かった平成30年度に近い数値となっている。

・新規相談者数の減少は緊急事態宣言によるものか、地域生活支援拠点が3か所整備されたからなのか、検証が必要。

(2) 総相談件数 21年度:延べ5,698件(20年度 4,913件、前年度比115.97%)

		単位:件												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総相談件数	30年度	527	479	461	442	470	411	565	505	498	442	453	510	5,763件	480.25件
	元年度	448	525	504	435	434	412	474	388	473	467	338	467	5,365件	447.08件
	2年度	358	289	515	443	420	510	438	481	399	334	329	397	4,913件	409.42件
	3年度	384	390	403	443	488	452	509	466	542	511	563	547	5,698件	474.83件

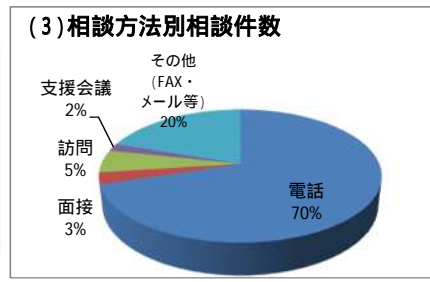


(3) 相談方法別相談件数

	3年度			2年度			元年度			30年度	
	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合
電話	3,994	70.09%	8.12%	3,694	75.19%	-8.13%	4,021	74.95%	-9.17%	4,427	76.82%
面接	163	2.86%	25.38%	130	2.65%	-19.75%	162	3.02%	-22.12%	208	3.61%
訪問	313	5.49%	17.67%	266	5.41%	-20.60%	335	6.24%	-14.76%	393	6.82%
支援会議	104	1.83%	14.29%	91	1.85%	-22.22%	117	2.18%	-15.22%	138	2.39%
その他(FAX・メール等)	1,124	19.73%	53.55%	732	14.90%	0.27%	730	13.61%	22.28%	597	10.36%
合計	5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%		5,763	100%

・面接、訪問、支援会議等が例年に近い数値に戻り、対面での支援が全体の1割となっている。

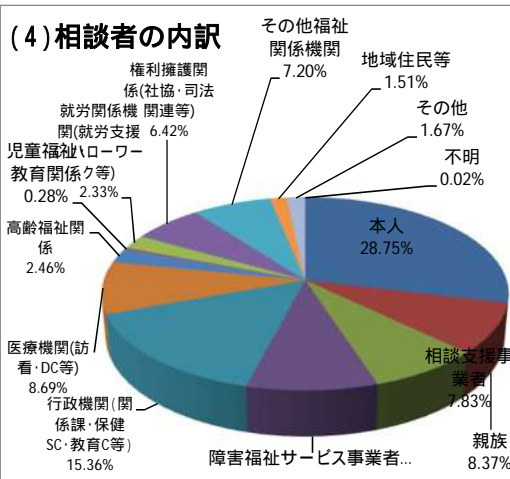
・7割が電話、2割がメールとなっている。メールでの情報共有が増えており、各支援者と顔がつながり早期に支援チームができることで、電話よりもメール等にてやりとりする機会が増えたためと考えられる。



(4) 相談者の内訳

(人)	3年度		2年度		元年度		30年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
本人	1,638	28.75%	1,311	26.68%	1,684	34.28%	1,848	34.45%
親族	477	8.37%	548	11.15%	545	11.09%	726	13.53%
相談支援事業者	446	7.83%	626	12.74%	553	11.26%	620	11.56%
障害福祉サービス事業者	520	9.13%	280	5.70%	296	6.02%	369	6.88%
行政機関(関係課・保健SC・教育C等)	875	15.36%	888	18.07%	1,014	20.64%	1,073	20.00%
医療機関(訪問・DC等)	495	8.69%	360	7.33%	560	11.40%	447	8.33%
高齢福祉関係	140	2.46%	173	3.52%	88	1.79%	111	2.07%
児童福祉・教育関係	16	0.28%	4	0.08%	18	0.37%	30	0.56%
就労関係機関(就労支援C・ハローワーク等)	133	2.33%	121	2.46%	122	2.48%	179	3.34%
権利擁護関係(社協・司法関連等)	366	6.42%	240	4.88%	211	4.29%	188	3.50%
その他福祉関係機関	410	7.20%	214	4.36%	102	2.08%	69	1.29%
地域住民等	86	1.51%	86	1.75%	83	1.69%	66	1.23%
その他	95	1.67%	61	1.24%	88	1.79%	36	0.67%
不明	1	0.02%	1	0.02%	1	0.02%	1	0.02%
合計	5,698	100.0%	4,913	100.0%	5,365	109.2%	5,763	107.4%

(4) 相談者の内訳

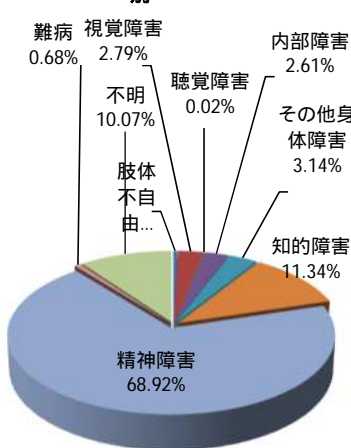


- ・権利擁護関係が増加している。中核機関ができたことで具体的に支援が進み司法関係との連携や、権利擁護センターとの協働が増えている。
- ・障害福祉サービス事業者、医療機関が増加。コロナ禍により退院支援等の病院との連携が進まないが、サービス事業者や訪問看護等の地域の事業所との連携が増えた。
- ・その他の福祉関係者が増えているのは、「地域生活支援拠点」が整備され連携が増えたためである。
- ・その他が増えているのは、開所後7年を経過したことで、警察、引きこもり支援団体、民生委員、地域住民、不動産関係等の民間事業者等の、連携先が広がったためと思われる。

(5) 相談内容にかかる障害種別

(件)	3年度		2年度		元年度		30年度				
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合			
肢体不自由	24	0.42%	44	0.90%	429	8.00%	361.29%	1.61%			
視覚障害	159	2.79%	160.66%	61	1.24%	10.91%	55	1.03%	-24.66%	73	1.27%
聴覚障害	1	0.02%	-80.00%	5	0.10%	25.00%	4	0.07%	-85.19%	27	0.47%
内部障害	149	2.61%	186.54%	52	1.06%	333.33%	12	0.22%	20.00%	10	0.17%
その他身体障害	179	3.14%	1527.27%	11	0.22%	-82.81%	64	1.19%	-55.86%	145	2.52%
知的障害	646	11.34%	-37.22%	1029	20.94%	24.43%	827	15.41%	19.34%	693	12.02%
精神障害	3927	68.92%	30.99%	2998	61.02%	-4.25%	3131	58.36%	-23.62%	4099	71.13%
難病	39	0.68%	875.00%	4	0.08%	-83.33%	24	0.45%	4.35%	23	0.40%
不明	574	10.07%	-19.04%	709	14.43%	-13.43%	819	15.27%	36.50%	600	10.41%
合計	5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%		5,763	100%

(5) 相談内容にかかる障害種別

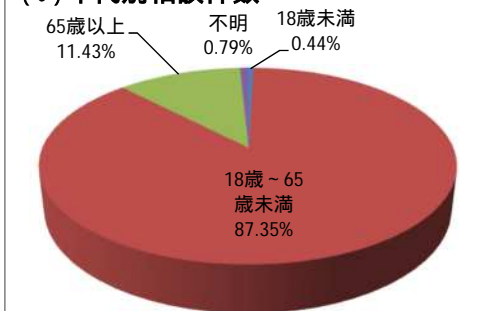


- ・身体障害、難病については、相談者の顔ぶれによって増減している。身体障害者の割合は例年の10%前後となっている。
- ・増加していた知的障害が減。一方精神障害は1,000件近く急増して7割弱を占めている。
- ・精神障害者の中には自閉症スペクトラム障害や注意欠如多動性症候群も含まれる。今後は「精神障害者」の内訳を見ていく必要も出てくる。
- ・困難事例対象者は、コミュニケーションに課題のある人がほとんどで、結局「精神障害者」の面がクローズアップされることになる。

(6) 年代別相談件数

(件)	3年度	2年度	元年度	30年度
18歳未満	25	65	30	51
18歳～65歳未満	4977	4360	4926	5301
65歳以上	651	410	360	274
不明	45	78	49	137
合計	5,698	4,913	5,365	5,763

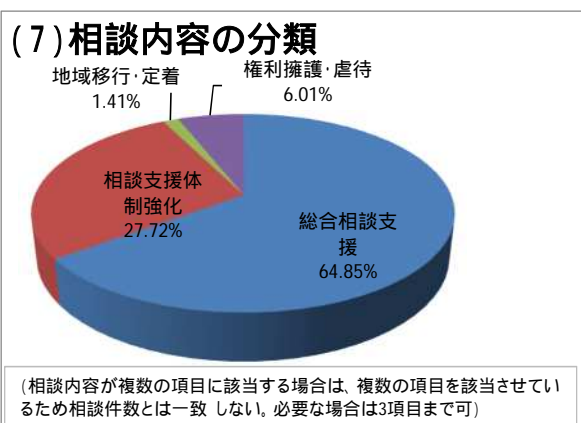
(6) 年代別相談件数



- ・主な対応は18歳～65歳未満の成人となるが、65歳以上の高齢の障害者支援が増加傾向にある。

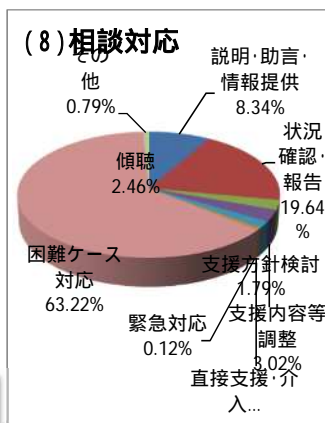
(7) 相談内容の分類 (件)	3年度	2年度	元年度	30年度
総合相談支援	6,861	7,127	7,485	8,438
相談支援体制強化	2,933	2,692	2,668	2,917
地域移行・定着	149	222	566	702
権利擁護・虐待	636	275	350	261
合計	10,579	10,316	11,069	12,318

・コロナ禍が影響し、引き続き地域移行・定着が大幅減となった。
 ・権利擁護・虐待が増加したのは、成年後見や虐待に関する支援が増えたためである。



(8) 相談対応 (件)	3年度			2年度			元年度			30年度		
	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率
説明・助言・情報提供	475	8.34%	-6.86%	510	10.38%	27.18%	401	7.47%	-3.37%	415	7.20%	
状況確認・報告	1119	19.64%	-21.03%	1417	28.84%	6.70%	1328	24.75%	3.35%	1285	22.30%	
傾聴	140	2.46%	18.64%	118	2.40%	-65.60%	343	6.39%	5.86%	324	5.62%	
支援内容等調整	172	3.02%	-49.56%	341	6.94%	-42.20%	590	11.00%	0.00%	590	10.24%	
支援方針検討	102	1.79%	-22.73%	132	2.69%	-29.41%	187	3.49%	3.89%	180	3.12%	
直接支援・介入	36	0.63%	71.43%	21	0.43%	-40.00%	35	0.65%	20.69%	29	0.50%	
緊急対応	7	0.12%	-80.00%	35	0.71%	-47.76%	67	1.25%	252.63%	19	0.33%	
困難ケース対応	3602	63.22%	55.26%	2320	47.22%	-2.64%	2383	44.42%	-17.31%	2882	50.01%	
その他	45	0.79%	136.84%	19	0.39%	-38.71%	31	0.58%	-20.51%	39	0.68%	
合計	5,698	100%		4,913	100%		5,365	100%		5,763	100%	

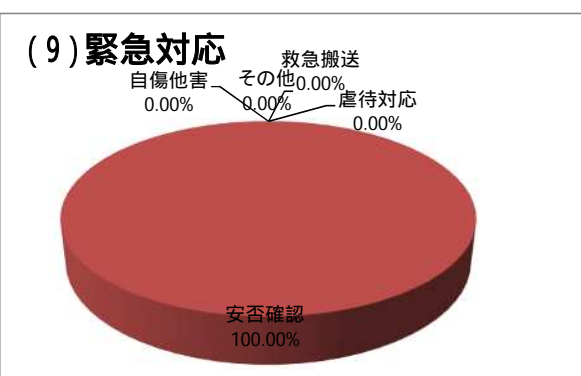
・困難ケース対応が約1.5倍に増加した。相談実人数や新規相談は減少しているが、支援方針が見いだせない伴奏型支援が増えているためと考えられる。



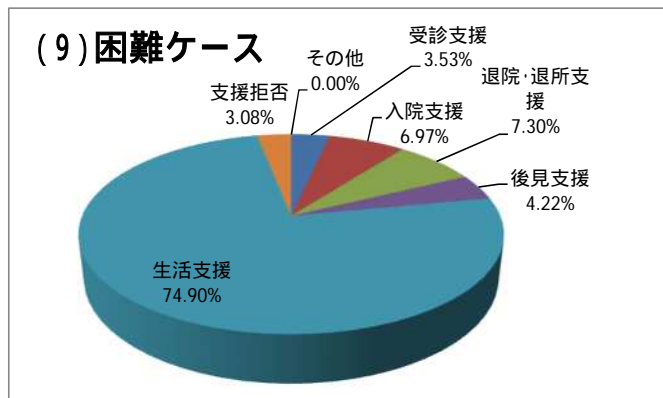
(9) 緊急対応・困難ケースの対応 (件)	3年度	2年度	元年度	30年度
	自傷他害	0	0	2
安否確認	7	1	13	1
虐待対応	0	0	11	7
救急搬送	0	0	14	7
その他	0	34	27	4
計	7	35	67	19

・困難ケースの内訳で生活支援が多いのは、支援を完全に拒否してはいるが関係づくりはかなり苦慮している人に対する動きをこの項目に集約しているからである。

・困難ケースの生活支援は昨年度から比べ1.76倍に増加。支援方針が見いだせない伴奏型支援が増えた結果と考えられる。



(9) 困難ケース (件)	3年度	2年度	元年度	30年度
	受診支援	127	104	68
入院支援	251	70	51	132
退院・退所支援	263	482	804	1098
後見支援	152	83	63	29
生活支援	2698	1532	1310	1328
支援拒否	111	49	87	243
その他	0	0	0	0
計	3602	2320	2383	2,882



困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。

- ア 身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
- イ 利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
- ウ 精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返しの説明や支援が必要で時間を要した場合
- エ 受診、入院退院又は施設等への入退所に向けて家族等に依頼できない(遠方や非協力的)場合で、受診、入院退院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
- オ 体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りに関しての支援で時間を要した場合
- カ 精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
- キ 成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

2. 開催講座・会議等件数等	3年度	2年度	元年度	30年度
出席会議	67	80	129	123
支援会議開催	24	21	31	21
支援会議参加	80	69	86	117
参加研修	47	31	54	65
出張講座	0	0	5	1
基幹周知活動	5	1	4	8
ピアカウンセリング	0	0	38	29
開催研修	8	2	3	4
障害支援区分認定調査	23	19	16	15

・年数を重ねるごとに、膠着状態の対応者が増えていき、実際の対応に追われるようになってきた。

・ピア活動が引き続きの課題となるが、人材育成のための開催研修を積極的に行っ

令和3年度開催研修

1. 虐待防止研修(出張研修) 2回
2. 講演会(文京家族会MCA家族のひろば合同企画) 2回
3. 実践報告会 1回
4. 事例検討会 3回

令和3年4月、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりをすすめるための中核機関を設置しました。

1 背景

認知症の高齢者の増加等にもない、国は、成年後見制度が、他の福祉制度とともに、判断能力の不十分な高齢者や障害者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進計画（平成29年度閣議決定）を策定しました。

文京区においても、これまで、認知症や知的障害、その他の精神上的の障害などにより財産管理や日常生活等に支障がある人が、地域で自分らしく安心した生活が送れるよう、区の関係機関や社会福祉協議会にて相談や地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用促進事業を進めてきました。

これらの法律や計画に基づき、文京区においても、法律や医療、保健等の関係機関や地域団体との連携強化と支援体制を図るため、地域連携ネットワークの構築のための中核機関を令和3年4月に文京区が設置し、文京区社会福祉協議会に運営を委託しました。

成年後見制度が必要となる背景

必要性

- 認知症等により判断能力が低下すると、①預貯金の引き出し等、金銭管理が困難 ②介護サービス等が必要でも契約困難 ③消費者被害、詐欺のターゲットになる恐れ
今後、認知症高齢者や単独世帯の高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていく
一方、文京区の成年後見制度の利用者は372人（R2）
※参考：認知症日常生活自立度Ⅱa以上の方 5,272人（R2）
必要な人に制度が利用されていない可能性

課題

- 社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度が利用されない傾向がある
法律専門職等が後見人に選任されたケースの中には、意思決定支援、身上保護等の福祉的視点に乏しい運用がある
後見人等への支援体制が不十分、福祉的観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが困難
このため、利用者が制度を利用するメリットを実感できていない

2 文京区における成年後見制度推進に関する計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項および国基本計画に基づき、文京区が文京区地域福祉保健推進計画と一体とする形で、文京区における成年後見制度の利用促進に関する計画を平成30年度に3か年計画で策定し、令和3年度から新たな3か年の計画が2この計画の中では、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度支援事業（報酬助成等）、法人後見、権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築などを推進することが掲げています。

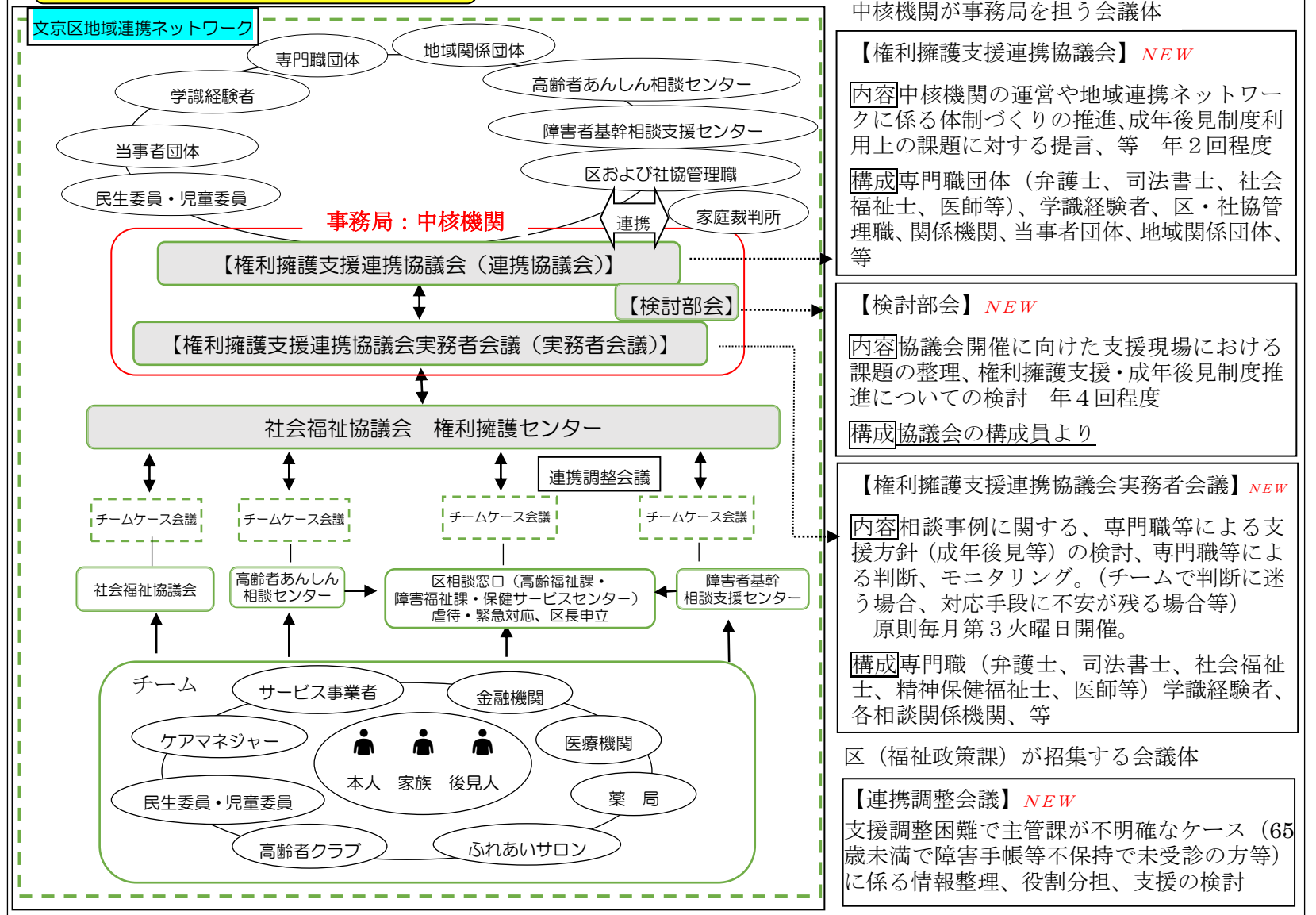
3 これまでの検討経過

地域連携ネットワーク構築や中核機関のあり方について、文京区で「中核機関準備会」を開催し、令和元年度から計9回、各専門職団体や関係機関からのご意見をいただきながら検討を行いました。また、文京区社会福祉協議会では、令和3年度から開催予定の具体的なケースについて専門職から意見付与をする「実務者会議」にあたる「プレ会議」を同じく令和元年度から計5回開催し、課題点と改善点の検討を行いました。

4 事業概要

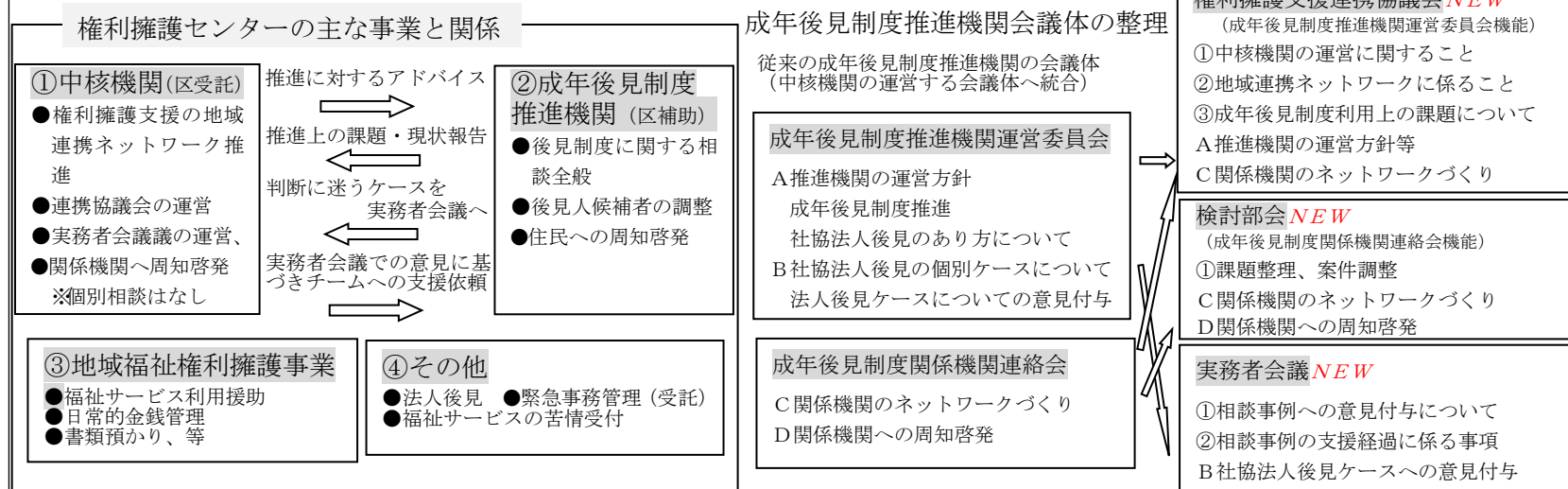
中核機関は地域連携ネットワーク構築や成年後見制度利用促進のための指令塔機能や進行管理、連携協議会等の会議体の運営を行います。また、成年後見制度推進機関において相談体制の充実、広報啓発機能の強化を行います。推進を行う中で、今後後見人の担い手育成の課題等についても検討してきます。

5 文京区地域連携ネットワークと会議体



6 実施体制

これまで文京区社会福祉協議会がすすめてきた成年後見制度推進機関や地域福祉権利擁護事業等と有機的な連携を図るため、中核機関を文京区が設置し、文京区社会福祉協議会が運営を受託します。文京区社会福祉協議会では、権利擁護センターで成年後見制度推進機関とともに中核機関の運営を行います。



文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター

- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
- (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課

14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	文京区家族会	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
事業者関係	区内指定一般相談支援事業者 区内指定特定相談支援事業者 区内障害福祉サービス事業者	5名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	1名

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和4年度文京区障害者地域自立支援協議会委員 ※下線部は昨年度からの変更箇所

氏名	所属等
高山 直樹	東洋大学社会学部 教授
志村 健一	東洋大学社会学部 教授
管 心	帝京平成大学大学院臨床心理学研究科臨床心理センター 教授（精神科医師）
佐藤 澄子	知的障害者相談員
中村 雄介	身体障害者相談員
坂田 賢司	文京区社会福祉協議会 事務局次長
<u>廣井 泉</u>	文京区民生委員・児童委員協議会 <u>富坂地区副会長</u>
中山 千佳子	文京区家族会 副会長
佐瀬 祥子	飯田橋公共職業安定所専門援助第二部門 統括職業指導官
川畑 俊一	都立精神保健福祉センター調整担当 課長代理
高田 俊太郎	文京地域生活支援センターあかり 施設長
松下 功一	は〜と・ピア2 施設長
松尾 裕子	地域活動支援センターエナジーハウス 所長
瀬川 聖美	本郷の森 理事長
樋口 勝	<u>本富士生活あんしん拠点 管理者</u>
<u>野村 美奈</u>	リアン文京 <u>施設長</u>
三股 金利	大塚福祉作業所 施設長
根本 亜紀	本郷福祉センター 施設長
藤枝 洋介	障害者就労支援センター 所長
安達 勇二	障害者基幹相談支援センター 所長
<u>橋本 淳一</u>	障害福祉課長
長嶺 路子	予防対策課長
<u>大塚 仁雄</u>	保健サービスセンター所長
<u>木口 正和</u>	教育センター所長